

馬毛島基地建設問題を巡って

牧 洋一郎*

Concerning the Mageshima Base Construction Issues

MAKI Yoichiro

要 旨

鹿児島県の熊毛地域は種子島の属島である馬毛島の基地建設問題を巡って、不安と期待の中で騒然とした現状である。このような状況に熊毛地域の島民らは、如何に考え如何なる問題を提起せねばならないかを突きつけられているのではなかろうか。そこで、一島民として如何にあるべきかを検討したい。

キーワード：馬毛島、米軍FCLP基地、憲法第9条、基地建設賛成派住民、基地建設反対派住民

はじめに

2022年のわが国の一年は、米軍と自衛隊の一体化が加速する年であったが、2023年はより一層この一体化の加速化が進行している。米軍FCLP（空母艦載機陸上離着陸訓練）基地の候補地だった馬毛島は、日米政府が整備地として正式決定した。鹿児島県の熊毛地域（種子島・屋久島）は南西諸島の離島防衛の一環として、種子島の属島である馬毛島への自衛隊基地建設及び米軍FCLP基地を巡って騒然としてきた¹。

この馬毛島では、昭和40年代初めまで毎年5～7月には、種子島本島の漁民らは季節小屋に泊まり込みトビウオ漁を行い、トビウオ漁全盛期でもあった。つまり、その当時まで、西之表市の5ヶ浦（洲之崎浦、池田浦、壺泊浦、住吉浦及び能野浦）を中心に浦単位で共同の漁撈活動が行われていた。馬毛島の葉山港周辺一帯3字4筆（字葉山・雑種地1筆、字蟹泊小屋・宅地1筆、字八重石・雑種地2筆）の約2ヘクタールは壺泊浦集落住民約60名の共有入会地（共同体規制に制約された共同所有地）であり、今でも、他の浦集団にも利用されている極めて重要な漁業基地である。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 yoichiro_maki@yahoo.co.jp

現在、琉球弧（九州の南から台湾へ弧状に連なる島列、南西諸島）の島々では中国の脅威を念頭に、軍事基地の強化・要塞化が進行しており、2019年11月、馬毛島では土地面積の約99%が、開発業者タストン・エアポート㈱から防衛省へ160億円で買収合意がなされ、熊本地域の住民らは不安と期待の中で騒然とした状況にある。そこで、熊本地域の住民らがこのような状況に、如何に考え如何なる問題を提起せねばならないかを検討したい。なお、熊本地域の概要については、本所紀要第25号掲載の拙論「離島防衛と馬毛島FCLP基地問題」²にて既に述べているので、本稿では重複を避けあえて省略することにする。

I 熊毛の現状

熊本地域殊に種子島では、馬毛島にての自衛隊基地及び米軍FCLP基地問題について、自衛隊と米軍の一体化すなわち集団的自衛権（自国に対する武力攻撃がなくても、同盟国が戦火に巻き込まれたときに、是非を問わず助けに入る権利）の行使が取りざたされる中、基地建設反対派の住民らは騒音被害を伴う等の理由で反対し、一方、基地建設賛成派の住民らは地域経済の浮揚等に繋がると期待し賛成している。島内は基地建設賛成派と反対派の双方に分れている現状である。そして、住民らが、基地問題を巡って賛否に意見が分れる中、行政の対応についても注視すべきところである。まず、屋久島であるが、基地計画の賛否について屋久島町長は「行政区は西之表市。首長の判断にとやかく言うつもりはない。」「屋久島は観光立島。計画がすすむなら、米軍機がルートを外れ島近くを飛ぶことのないよう、申し入れを続けるなど心しないといけない。」と述べるに留まっている³。

それから、鹿児島県は、2022年11月に基地計画容認を表明し、防衛省は2023年1月に基地本体の工事に着手している⁴。そして、「訓練で国民保護の具体的な動きを確認し、課題を洗い出したい」として、県庁では国民保護法⁵に基づき、他国からの武力攻撃を想定し、屋久島の住民を本土に避難させる離島避難図上訓練を行っている⁶。

馬毛島沖では、既に防衛省によるボーリング調査が終了し、現在、馬毛島の表玄関ともいえる葉山漁港では浚渫工事が行われている。また、令和3（2021）年1月31日の西之表市長選・市議選では、基地建設賛成派と反対派の勢力が拮抗し、市長選では基地反対派が僅差（144票差）でかろうじて勝利したところである。そして、市議選では14議席を巡って賛成派議員・反対派議員が同数であったが、議決権のない市議会議長が反対派議員の中から選出されたため、賛成派7名・反対派6名となり、僅かに賛成派が上回る結果になっている。

2022年2月3日、西之表市長が防衛省に対し、米軍再編交付金を受け取る意向を示したことについて、新たな局面を迎えることになった（市長は未だに基地整備について賛否の明言を避けてはいる）⁷。西之表市は2022年度分の米軍再編交付金7億7千万円余の活用を、2023年4月から小中学校給食費を完全無償化する考えを示した。また、このことに対し、一括して交付対象となる中種子町（1億9千万円余）、南種子町（9千万円余）の両町長は好意的に受け止め基地建設に賛成の意を表している⁸。それから、反撃能力⁹の地元配備に、屋久

島町は「標的となり危険」であると反対の立場をとっているが、西之表市は「専守防衛」と答えている¹⁰。

2022年11月、西之表市長は2市有地(本島下西校区川迎の市所有農地、馬毛島小中学校跡地)を防衛省に売却し、馬毛島島内の3市道(馬毛島1～3号線)廃止手続きを完了した。なお同年同月、中種子及び南種子の両町は、防衛省と町有地売却契約を結んだ¹¹。

種子島の基地反対派住民らは、騒音被害、戦争への誘因・標的、米兵による乱暴狼藉の予想を根拠に基地建設に反対しているが、他方、基地賛成派住民らは、地域の活性化、交付金による地域経済の浮揚、自衛隊家族の転入による人口増加を望んでいる現状である。

II 検討すべき問題

1 馬毛島を巡る基地問題

2022年8月、西之表市では、基地建設賛成派と反対派双方の団体から市長あてに要望書・要請書が提出された。次の通りである。

基地建設賛成派(西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会)¹²は、「西之表市の基幹産業である農業等第一次産業を始め、建設等第二次産業、地元商店を含めた第三次産業、全てにおいて経済状況は深刻であり、物流コストや燃料コストの増大、担い手不足による事業継続性の悪化、低い労働生産性など、市民の努力では如何ともしがたい状況です。馬毛島基地建設計画に賛同することで交付される各種交付金で経済の巻き返しを図り、地元振興を強力に押し進めていただきたい。」という要望である。

他方、基地建設反対派(馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会)¹³は、「馬毛島基地(仮称)計画の最大の問題点は、交付金による経済効果は限定的である反面、基地被害とりわけ深夜の騒音と戦争に巻き込まれる懸念が永遠と続くことにあります。…」「昨年1月の選挙で掲げた『基地建設は失うものが大きい』『基地建設に同意できない』とした公約を守り、明確に反対表明を行うことを強く要請します。」という要請内容である。その後、同年10月12日、西之表市長と当団体で結んであった政策協定は公約違反ということで団体側から破棄された。

馬毛島でのFCLP移転を伴う自衛隊基地の工事が始まってから、西之表市街地では作業服姿の工事関係者や県外ナンバーの車両が目立つようになってきた。今後さらに数千人単位で投入される見通しで、ゴミ処理や水不足問題など住民生活への影響が懸念される。事業者の防衛省は対策について「何ができるか市と相談する」と煮え切らず、地元住民らは不安を抱えていたが、防衛省は2023年5月、馬毛島での仮設宿舍建設や生ごみ処理機・簡易焼却炉設置など主な対応をまとめ、市との協議で伝えた。一方、西之表市長は2023年6月16日の市議会で「国の対策はスピード感や具現性で万全とは言えない」と懸念を示している¹⁴。

また2023年1月30日、馬毛島葉山漁港の浚渫工事(漁場の破壊)について、一部漁民は反対し、ナガラメ(トコブシ)漁等を営む漁民の生活破壊つまり関係地区(入会地区)漁民の

権利（漁業権）が侵害されていると主張し、防衛省の意向（総額22億円の漁業補償の提示）を受け入れている種子島漁協に対して、公開質問状¹⁵を提出している。

質問状の内容は以下のとおりである。

「私たちは、古の先祖から今日まで馬毛島海域を第一の漁場として漁業を営み、葉山漁港を壱泊浦がこれまで維持管理してきたことは周知の事実であり、工事期間中の消滅が予定されている漁業権の関係地区者として強い利害関係を有しています。そこで馬毛島における漁業が私たちの漁業の歴史と文化の重要性、さらにそれを子々孫々に引き継ぐことこそが、関係地区者としての責務であるとの自覚のもとに、以下の質問を行います。…
<中略>…

- ① 一部漁業権消滅に係る具体的な面積及びその補償額の積算根拠。
- ② 馬毛島東海岸の漁業制限に係る具体的な期間や制限内容の詳細。
- ③ この制限及び消滅が予定されている区域の魚種及び水揚げ高の実績（過去10年）。
- ④ 関係地区である壱泊、洲之崎、池田、住吉に対する事前協議を開催しなかった理由。
- ⑤ 防衛省の環境アセス評価書には、工事による粉じん（降下ばいじん）や騒音が制限区域外の周辺海域に広がることが示されているが、これによる漁業影響も含まれているのか。さらには制限区域外も含め漁業への被害発生防止について、どのように対応するのか。
- ⑥ 工事終了後も巨大な港湾施設を建設することが予定され、馬毛島の軍事基地としての本格的運営開始により、馬毛島周辺海域における漁業は全域的に深刻な操業困難に陥る危険性があるが、この点に関する防衛省の説明内容。」

上記質問状に対する漁協の回答は、以下のとおりである¹⁶。

- 「① 防衛省からは、漁業権の消滅に係る面積は約100haであり、補償額は、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』などの国の基準により積算されたものであるとの説明を受けています。
- ② 防衛省からは、制限の期間は4年9か月であり、その間制限区域内で全ての漁業の操業ができなくなるとの説明を受けています。
- ③ 制限及び消滅が予定されている区域の魚種及び水揚げ高の評価については、防衛省側で行った漁業補償調査においてなされているものであり、種子島漁業協同組合から回答することは控えさせていただきます。
- ④ 種子島漁業協同組合の定款等に「事前協議」に関する定めはありません。
- ⑤ 防衛省からは、陸上工事の騒音や粉じんによる水産資源への影響についてはほとんどなく、基準上、補償対象にはならないとの説明を受けています。海上工事の騒音（水中音）についても、魚類が音の発生源から遠ざかる行動を示すような騒音があるのは発生個所の周辺に限られ、魚類に損傷を与えるような騒音は発生しないとの説明を受けています。

- ⑥ 防衛省からは『工事終了後も巨大な港湾施設を建設することが予定』されているとの説明を受けていません。」

種子島漁協の回答は上記の通りであるが、漁協が漁民のための（経済事業団体と共同漁業権の管理団体としての性格を併せ持つ）組合ではなく、防衛省の代理店的発言に一貫していることが窺える内容である。

2023年同月24日に開かれた当漁協臨時総会で、三分の二以上の賛成で22億円の漁業補償が可決されたことに対し、質問状提出者の一人H氏は「先祖から守り続け、残すべき宝の漁場を守ろうという意思が全くない。ものすごく腹が立つ。」¹⁷とマスコミに向け訴えた。一方、可決に同意した組合員の一人は「既に工事の経済効果が出ている。漁業だけでなく、市の将来を考えれば基地を受け入れるべきだ。」¹⁸と地域経済の活性化に注目している。

2 日米安保条約・日米地位協定

日本は日米安保条約によって、領土を割愛して全国で130の施設・区域を基地や訓練場として提供し、併せて「思いやり予算」として毎年、1千億円以上もかけて在日米軍をホストしている。そこには、事実上米兵が犯罪をやり放題という日米安保条約第6条に基づく「日米地位協定」というおまけまでついてくる。在日米軍基地は日本のためにあるのではない。あくまでも、アメリカの世界戦略のために、日本にあると都合がいいからあるだけである、と小林節博士は指摘している¹⁹が、この指摘は極めて核心を突いたものであり注視すべきといえよう。それから、日米安保条約と日米地位協定について、分けて考える学説²⁰もあるが、日米安保条約第6条に基づくことが、日米地位協定第2条第1項に明記されており、安保条約の存在が前提であり、一体として把握すべきである。因みに日米地位協定とは米軍人・軍属の特権を保護するものである。

我が国に対して戦力の保持を禁止している憲法が、外国軍の駐留なら差し支えないというのは、和田英夫博士が指摘する²¹とおろスジが通らないといえよう。つまり、外国軍の駐留・軍事基地の設定を許容したわが国政府の行為そのものが、違憲と解されよう。

3 アメリカの世界戦略

アメリカの建国は、基本的人権、生命、自由、幸福追求の権利を高らかに宣言したものである。したがって、国民のこれらの権利を奪うような施策は、そもそも建国の理念に反するものといえる。しかしながら、アメリカの世界戦略とは、「アメリカガリベラルな秩序を形成していく過程では、普遍的な理念と巨大な経済力が働いてきた。その巨大な経済力はリベラルな秩序形成の重要な推進力となってきたが、同時に、アメリカはその強烈な選民意識と使命感のゆえに、外交目的を達成する過程において、しばしば軍事力を行使したり、戦争に訴えたりしてきた。」²²ことである。花岡しげる氏は中米の国コスタリカの非武装中立論を取り上げ、「コスタリカが、自由、幸福追求を求めて国家の意思として意見を言う時、アメリ

力は正面切ってこれを否定することはできない。」²³と重大な指摘をしている。

アメリカの世界戦略・建国の精神、世界の警察権、シーレーン（中国問題）、等を注視する必要がある。なお、アメリカはハワイに総司令部を置き太平洋を自国の海として認識している²⁴。ここで重視すべき点として、アメリカが「われわれが何が故に海外基地を持つかは、敵の攻撃をそこに引き付ける、いわば磁石の役割を演ぜしめるためである（ハンソン・ポールドウィン）ということを考えれば、軍事基地の危険性、従って違憲性の疑惑は明らかであろう²⁵ということである。わが国は、アメリカ本国に戦火が及ばないための捨て石にされているのである。

近年になって急速に、種子島・馬毛島～与那国島では、南西諸島の軍事要塞化が進んでいる。そして、奄美大島や徳之島などでは、自衛隊と米軍が最大規模の実践訓練を行って、日米の軍事的な一体化を強く印象付けている。つまり、現実問題として、琉球弧の島々では日米共同訓練が行われ、米国主導のグローバリズムに南西諸島は翻弄されているのである。しかし、主権国家日本にとって、自衛隊は米軍の二軍であってはならないのである。対米従属による現代科学の総力戦（戦争）が、この世の地獄をつくることに繋がる可能性は大なのである。

4 憲法第9条と外国との比較—コスタリカ、モンゴル

コスタリカの憲法第12条には、「常備軍は廃止する。公の秩序と監視のために必要な警察力はこれを保持する。…」とあり、またコスタリカの徴兵は強制的な徴兵ではなく、招集された人は良心的徴兵拒否権（国家組織の暴力装置、とりわけあらゆる形態ないしは特定の状況下の戦争に参加することや義務兵役を望まないこと）の留保が認められており、拒否することが可能なので絶対強制的戦前の日本の徴兵制度とは全く異なるというものである²⁶。

コスタリカは常備「軍」を保持していない国家である²⁷が、コスタリカ憲法は日本国憲法と同じ非武装平和憲法として注目されているが、「軍隊は大陸協定ないし国防のためにのみ組織できる」として再軍備の可能性を残している点が異なるものである。

コスタリカの安全保障政策は、以下の3段階である²⁸。

- ① 理性的解決：まず紛争当事国同士の話し合いによる解決を図る努力をする。
- ② 法的解決：国際司法裁判所への提訴を行い調停・裁判に持ち込む。
- ③ 国際的枠組みによる解決：米州機構（OAS）への調停を依頼。

コスタリカには軍隊（常備軍）がないためOASによって安全を保障してもらうのみで、OASが行う安全保障行為に対して軍事協力は行わないこと（軍隊派遣義務の免除）を条件に加盟している。OASに加盟している他の加盟諸国もコスタリカのこの条件付きの加盟を認めている²⁹。

また、中国とロシアという二つの巨大な核兵器保有国に挟まれた新生モンゴル国（1992年に新憲法下でモンゴル人民共和国からモンゴル国になった）は軍隊を有する国ではあるが、非同盟路線をとった。そして、モンゴル国は、一国非核地帯となることによって隣国の核の

脅威をかわし、自国の独立、領土の保全、安全保障を確保しようとしたのである。1998年12月、国連総会は「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位」と題する国連総会を全会一致で採択した。それ以後、毎年この決議は繰り返し国連総会で採択されている³⁰。要するに、モンゴル国は、現実的外交による非軍事的安全保障への努力を続けているのである。

そして、梅林宏道教授は「深まる日米の軍事協力とそれを通して拡大してゆく日本自身の国際紛争への軍事的関与を押しとどめるのに憲法9条が重要な砦でありつづけることは言うまでもない。その観点から、憲法9条の価値が広く国際的にも認知されるようになっていくことは大きな力になる。…〈中略〉…それと同時に、憲法9条の下で脱軍備を進めながら、私たちは平和体制を築くための現実的な努力を強めなければならない。…」³¹と強調し極めて至当な見解を示している。

わが国憲法第9条と外国（コスタリカやモンゴル国等の事例）との比較参照に留意すべきであろう。なお、このことは、核保有・原水爆と関連して考えるべき問題でもある。

種子島での聞き取り調査で感じたことは、基地反対派が憲法第9条を守ること（護憲）を意識し基地反対運動を展開しているが、それに対し基地賛成派には、憲法第9条改正（改憲）と基地建設の関連性が然程ないことである。専ら基地賛成派は交付金を利用しての地域浮揚に終始しているものと思われる。そうではあるが、基地賛成派市議会議員7名は全員自民党系議員であり、自民党の憲法改正草案は少なからず影響しているといえよう。

5 国家緊急権

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置をとる権限をいう。すなわち、非常事態において国家の存立を維持するために、憲法の定める人権保障と権力分立を停止する制度である³²。

尾高朝雄博士は国家緊急事態について、イエーリング（法における目的）による難船の例を次のように引用している。

「法による権力の拘束にも、自らにして限度がある。法を守るか生命を救うかという切端つまった事態に立ちいたれば、権力は手段を棄てて、目的を取らざるを得ない。法を破っても生命を救わなければならない。それは、非常の場合における国家権力の救済行為である。あたかも、難船の危険に瀕した船長が、船と乗組員の生命を救うために積荷を海中に投ずるように、国家権力もまた、それが差しせまった危機を乗り越える唯一の方法である場合には、法を思い切って捨てなければならない。それは、非常状態にあたって発生する国家権力の非常権なのである、と」³³。

琉球弧の島々が台湾有事を前提に緊迫している中で、国家緊急権については、自然権論・法を超越する法の視点から、捉えなおす必要があるだろう。自民党が緊急事態条項の新設に躍起

になっているのは、「俺たちの好きにさせろ」と言っているのに等しいと小林節博士は指摘している³⁴が、緊急事態条項は内閣が緊急事態であると認定した瞬間に、三権分立と地方自治と人権保障を停止するという、大変危険な条項である、と危惧するものである。つまり、これは日本国憲法そのものを停止させ、独裁制に移行する道を敷くことになるのであらうと同博士は危惧する³⁵。

国家緊急事態に際しては、更なるより一層の研究が必要不可欠であらう。また、テロなど国内で起きた暴力について対応するには、警察法の「緊急事態の特別措置（71条～75条）」を、外国からの攻撃については、武力攻撃事態国民保護法により、新しい種類のテロという危機に対応したいのなら、これらの法律を見直せばよい、という樋口陽一説³⁶を支持したい。

Ⅲ 学説及び判例

学説及び判例については、殊に憲法第9条との関係につき考察する必要がある。

1 学説

現憲法に対し、①軍の設置を憲法に書き込むことを重要と考える改憲派³⁷、②武力によらない自衛権の発動、自営軍の不保持、非暴力抵抗を主張する護憲派³⁸、③そして自国が侵略の対象とされた場合の戦争については、それを跳ね返す自衛戦争は認められるとする護憲的改憲派³⁹と概ね分れているが、学者の多数は護憲論者で占め安保条約破棄を主張し、集団的自衛権の行使に反対している。すなわち、学説では、護憲派が主流を占めている。このような状況下で熊本地域が戦争に巻き込まれないために住民がなすべきことは、持続的・反復的反基地運動をさらに盛り上げることであらうか。

また、自衛隊はもともと、そして今も米軍のための補助部隊で、災害救助活動は自衛隊の平時での不随活動に過ぎない（自衛隊法第83条）とされるが、花岡しげる氏が指摘する通り、災害救助即応隊⁴⁰との関係から捉えなおす必要があらう。

2 判例

①米軍駐留は違憲であるとした判決⁴¹、②自衛隊は違憲であるとした判決⁴²、③自衛隊は違憲ではないとした判決⁴³、④自衛隊の合憲・違憲の問題が将来に持ち越された判決⁴⁴等、の下級審判決が存在するが、判例の態度は、憲法第9条に米軍駐留や自衛隊が違反するか否かの判断を避ける傾向にある。要するに、下級審で違憲判決が言い渡されても、それを上級審で司法の判断になじまない（統治行為論）として覆すというものである。

結果として、司法は現政府の政治支配と自衛隊の現実を是認しているのである。小林直樹博士は「裁判所の対応は、大勢として政治問題に対する判断を避け、いわゆる司法消極主義と呼ばれる方向に大きく傾いている」⁴⁵と指摘する。また、同博士はそのことに対し、「再軍備という重大な違憲状況の是正に、裁判所がひとり責任を負いうるわけではないけれども、既成事実を追従しこれを合憲化する手伝いに終始するようでは、今日今後の状況に対して、

裁判官たちが責任なしと弁明することはできないと思われる。」⁴⁶と指摘しているが、注視すべき見解である。

IV 今後の課題

1 反戦平和

筆者が改憲派の主張に同意できない根拠として、改憲派の見解には、平和的視点が欠落している点である。そして、中尾英俊博士が指摘する通り、改憲派の「自分が戦地に行かず、他人（若者・自衛隊員）に行け」とは卑怯な態度といえる。戦闘となった場合、自衛隊員らの生命の損耗が大きいのである⁴⁷。また、第2次大戦の反省、東南アジア諸国への補償が十分になされているとは考えられない現実である⁴⁸。同博士の「憲法第九条を本当に実効あらしめるには、世界に第九条の意義を認めさせ、世界の各国に軍備禁止の規定をおいてもらうのである。つまり日本が憲法を改正するのではなく、世界に憲法の改正を呼びかけるのである。反核の問題以上に困難とは思いますが、平和を願うならばその努力はすべきであろう。」⁴⁹という見解に共感を覚えるものである。しかしながら、我が国がその努力をしているとはいえない現実である。

わが国憲法と日米安保条約・日米地位協定、在日米軍、自衛隊、アメリカの世界戦略の関係を注視する必要がある。また、ここで、東アジアにおいて日米中台間に如何なる経済的利害が横たわっているかを追求すべきである。その利害に起因する紛争・戦争が生じた場合、熊本地域はその最前線に立たされるといっても過言ではあるまい。

政府は反撃能力（敵基地攻撃能力）保有や長射程ミサイル増強などを打ち出し、自衛隊と米軍の一体化を進めているが、馬毛島での基地建設が始まったのを機に、望ましい防衛力の在り方について考えていきたいとも述べている⁵⁰。

和田英夫博士の「国破れて山河無し、いや国が勝ちても山河無し」という指摘が現代戦争の宿命なのである⁵¹。この必然を、我々は肝に銘ずべきである。結論として、権利のために闘争し、住民らは平和的視点を持つことが必要であるが、まず何よりも戦争を阻止することによって、この世の地獄をつくらないことである（反戦平和の貫徹）。

2 沖縄の住民に学ぶ

沖縄では基地依存による収入よりも、観光産業による収入が上回るという成果を上げていることに注目すべきであろう。八木沢二郎氏は沖縄について、「かつて基地（米軍）に依存していた経済からサービス（返還基地の商業施設など）、観光等への転換が進み、基地なしでやっていける状況、あるいは、基地はむしろ桎梏となっている。現在の県民総所得に占める基地収入は5%に過ぎない。…」⁵²と報告している。この社会的・経済的变化は、沖縄の住民が闘いの連続から生み出したものである。

また一方で、来間泰男教授は軍用地料帰属につき、「勤労に基づかない棚ボタのカネが、

そこらにばら撒かれることを異常と感じていない。これを健全な社会といえるだろうか。しかもこのカネは、ひたすら軍事基地を維持したいという『積極的な意思』を日々育てているのである。⁵³と沖縄の実態を憂えているが、反対に種子島において基地賛成派の住民らは、このような事態に期待しており、最も危惧すべき問題である。

種子島の農業（甘藷栽培・サトウキビ栽培等）や漁業、屋久島の水産業（サバ節製造業）や農業（ガジュツ栽培）等は、地域に横たわっている天然素材を生かした地域産業の促進の途を、再度新たな視点から模索すべきときであろう。また、熊毛地域は、沖縄に学ぶと同時に地域活性化を模索し、島おこしや島独自の観光資源に着目し再認識すべきである。その資源として、さつまいも、サトウキビ、ナガラメ漁、屋久サバ漁、屋久島林業などが考えられる。また、我々は農業殊に有機農業が保水や土壌保護などの環境保全・自然災害からの国土保全といった多面的機能があることを忘れてはならないのである⁵⁴。

3 外敵が仮に侵攻してきた場合

既に別稿⁵⁵にても述べたが、中国や北朝鮮からの侵攻に限らず、仮に他国からの侵攻があった場合は、わが国が単独で行使する自衛権すなわち個別的自衛権を根拠に武力による反撃をすべきであるとする小林節説⁵⁶を支持したい。すなわち、法を超越する法・自然権に基づく反撃である。独立主権国家が急迫不正の侵略に直面した場合、それに抵抗して自らの存続を維持することは主権国家として当然のことである。今日の中国・北朝鮮・韓国及びロシアとの政治問題や領土問題を見る限り、他国から我が国への侵攻が全くないとは言いきれない現実である。法を超越する法・自然権に基づき武力による個別的自衛権の行使は当然であり、専守防衛（攻めてはいかないけれども、他国が攻めてきたら専ら追い返す）に徹すべきである。その専守防衛について、小林節博士は、「やられたらやり返すということで、第一撃を甘受するという弱点を有する」ことに対し、「わが国からは絶対に先制攻撃はしない、と世界に誓い、平和国家日本を世界に認知させることでわが国の安全に寄与してきた。」⁵⁷と専守防衛の長所を強調しているが、更に研究すべき課題である。

また、小林直樹博士は、侵略者（軍）はおそらく直接統治をしないで、傀儡政府を作り間接統治をするようになるであろう⁵⁸と指摘するが、その時点で自衛隊が存在しておれば第二警察として、存在しなくなれば、住民（国民）はパルチザンやレジスタンスとして、立ち上がらねばならないであろう。しかし、馬毛島基地問題に対し熊毛地域の島民らは深い不安感を抱いている人が多々いるのは確かであり、そのためにも東アジアに再び戦火を招かないためにも、不戦共同体を東アジアの地に創設することが望まれよう⁵⁹。

結び

琉球弧の島々については、食料供給や自然環境保全などで重要な役割を担っていくという視点から捉えなおすべきであろうが、それには平和な社会を前提とする。要するに、南西諸

島は平和を希求し、将来は軍事基地などの政治問題や社会問題に翻弄されることなく、農林漁業や良好な観光産業を基本とした島々独自の開発を推進せねばならぬ地域である。

熊毛地域すなわち離島という特殊性（市場に遠く風害・潮害が多いこと等）を考えると、離島の農業等には、特別に財政・金融上の措置が講ぜられるべきである。米軍再編交付金に頼るのではなく、離島振興法（第4条）の積極的活用が必要とされる。

今、熊毛地域の住民らは防衛省による馬毛島基地着工により、島民の安全な暮らしが破られようとしているのである。中尾英俊博士は、「平和を守る、あるいは平和を勝ち取ることは費用（カネ）もかかり疲れることである。しかしわれわれの（全人類）の生命を守り、国土を守るためにはそれをしなければならない。それこそが平和憲法を守る道なのである。」⁶⁰と論述しているが、然りである。それから、南日本新聞の社説欄（2023年8月3日記事）に「過度な防衛力強化は周辺国への脅威になり、軍備強化を競い合う『安全保障のジレンマ』に陥りかねない。」とあるが、このことは熊毛地域の住民のみならず日本国民全員が考えねばならぬ問題といえよう。

2023年8月5日 脱稿

注

- ¹ 『防衛白書（令和4年版日本の防衛）』（防衛省2022年）、『馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価書のあらまし』（令和5年1月熊本防衛支局）、等参照。
- ² 牧洋一郎「離島防衛と馬毛島FCLP基地問題」『地域研究』第25号（沖縄大学地域研究所・2020年）1～14頁。
- ³ 南日本新聞2021年7月21日記事参照。
- ⁴ 南日本新聞2023年2月25日記事参照。
- ⁵ 国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）。
- ⁶ 南日本新聞2023年1月19日記事参照。
- ⁷ 西之表市長『馬毛島計画黙認、交付金受ける意向』（南日本新聞2023年2月4日記事）参照。
- ⁸ 南日本新聞2022年11月21日記事参照。
- ⁹ 政府は外交・安全保障政策の指針「国家安全保障戦略」など、新たな安保関連3文書を2022年12月16日に閣議決定した。反撃能力（敵基地攻撃能力）保有や長射程ミサイル増強の他、防衛装備品の輸出拡大へ制度見直しの検討も記述した。安保3文書とは国家安全保障戦略の他、防衛目標達成に向けた手段を包括的に示す「国家防衛戦略」と、主要装備品や経費を記した「防衛力装備計画」である（南日本新聞2022年12月17日記事「社説・3文書決定」参照）。
- ¹⁰ 南日本新聞2023年1月3日記事参照。
- ¹¹ 前掲注8）の新聞記事参照。

- ¹² 『馬毛島基地建設計画への賛意を求める要望書』（2022年8月16日付）。
- ¹³ 『馬毛島基地（仮称）計画に明確な反対表明を求める要請書』（2022年8月22日付）。
- ¹⁴ 南日本新聞2023年6月28日記事、土岐直彦「作業員溢れ家賃高騰、不安増大」『週刊金曜日』第1431号（2023年）30～31頁、等参照。
- ¹⁵ 種子島漁協組合員5名から漁協組合理事長宛に提出された公開質問状（2023年1月30日付）。
- ¹⁶ 2023年2月10日付種子島漁協の回答書。
- ¹⁷ 前掲注4）の新聞記事参照。
- ¹⁸ 前掲注4）の新聞記事参照。
- ¹⁹ 小林節『なぜ憲法学者が野党共闘を呼びかけるのか』（新日本出版社2016年）53頁。
- ²⁰ 山本章子『日米地位協定』（中央公論新社2019年）。
- ²¹ 和田英夫『学習憲法』（評論社昭和41年）117～118頁。
- ²² 菅英輝『アメリカの世界戦略』（中央公論社2008年）182～207頁。
- ²³ 花岡しげる『自衛隊も米軍も、日本にはいない！』（花伝社2020年）180～197頁。
- ²⁴ 小林（節）・前掲注19）52頁。
- ²⁵ 和田・前掲注21）116～117頁。
- ²⁶ 花岡・前掲注23）180～197頁、<https://imidass.jp>（法律用語事典）—イミダス（後藤政子）2023年3月7日、等参照。
- ²⁷ 李禎之「国際紛争平和的処理による紛争制御の試み—コスタリカの例」『法律時報』95巻3号（2023年）87～91頁。
- ²⁸ 花岡・前掲注23）180～197頁。
- ²⁹ 花岡・前掲注23）180～197頁。
- ³⁰ 梅林宏道『在日米軍』（岩波書店2017年）247～249頁。
- ³¹ 梅林・前掲注30）246～247頁。
- ³² 永井幸寿『緊急事態条項のために憲法を変えるのか』（小林節＝永井幸寿、かもがわ出版2016年）63頁。
- ³³ 尾高朝雄『法の窮極に在るもの（新版）』（有斐閣昭和40年）113～114頁。
- ³⁴ 小林節『憲法改正の真実』（樋口陽一＝小林節、集英社2016年）116頁。
- ³⁵ 小林（節）・前掲注34）118頁。
- ³⁶ 樋口陽一・前掲注34）101～128頁。
- ³⁷ 西修『憲法改正の論点』（文藝春秋2013年）183～189頁。
- ³⁸ 小林直樹『憲法第九条』（岩波書店1982年）193～212頁。
- ³⁹ 小林節『小林節の憲法改正試案』（宝島社2016年）113～119頁。
- ⁴⁰ 花岡・前掲注23）143～145頁。
- ⁴¹ 砂川事件第一審判決・東京地裁昭和34年3月30日（下刑集1巻3号776頁）。国（検察側）

は飛躍上告を行ったが、最高裁は昭和34年12月16日「第9条はわが国が他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではないのである。」(刑集13巻13号3225頁)として、原審を破棄し、東京地裁に差戻した。そして、差戻審では、上告審判決に従い、被告人を有罪とした。

- ⁴² 長沼ナイキ事件第一審判決・札幌地裁昭和48年9月7日(判時712号24頁)。第一審では、原告住民らが勝訴したが、控訴審・上告審では、訴えの利益がないとして、住民側が敗訴した(民集36巻9号1679頁)。
- ⁴³ 百里事件第一審判決・水戸地裁昭和52年2月17日(判時842号22頁)。控訴審・上告審共に原告敗訴、東京高裁、最高裁判決(民集43巻6号385頁)。
- ⁴⁴ 恵庭事件第一審判決・札幌地裁昭和42年3月29日(下刑集9巻3号359頁)。国側は控訴を取りやめた。
- ⁴⁵ 小林(直)・前掲注38)84~94頁。
- ⁴⁶ 小林(直)・前掲注38)94頁。
- ⁴⁷ 中尾英俊『日本社会と法』(日本評論社1994年)223頁。
- ⁴⁸ 中尾・前掲注47)221~228頁。
- ⁴⁹ 中尾・前掲注47)244~245頁。
- ⁵⁰ 南日本新聞2023年1月13日記事参照。
- ⁵¹ 和田・前掲注21)120頁。
- ⁵² 八木沢二郎「総選挙の諸結果」『情況』2015年1・2月号(情況出版)29頁。
- ⁵³ 来間泰男『沖縄の米軍基地と軍用地料』(榕樹書林2012年)102~105頁。
- ⁵⁴ 牧洋一郎「琉球弧の島々—その文化と産業」『現代沖縄農業の方向性序論』(沖縄大学地域研究所「南西諸島における自然経営」班・2017年)125~146頁。
- ⁵⁵ 牧・前掲注2)8~9頁。
- ⁵⁶ 小林(節)・前掲注39)117~119頁。
- ⁵⁷ 小林節博士は、「専守防衛は人類の叡智で日本を守るものだ。」(南日本新聞2022年12月21日記事)と指摘する。
- ⁵⁸ 小林(直)・前掲注38)208頁。
- ⁵⁹ 木村朗「アジア版NATOではなく東アジア不戦共同体を目指せ」『中国・北朝鮮脅威論を超えて(進藤榮一・木村朗篇)』(耕文社2017年)307頁。
- ⁶⁰ 中尾・前掲注47)248頁。